

3款 民生費

地域で生活する重度全身性障がい者（児）の居宅に、早朝、夜間等のヘルパーが派遣できない時間帯にケアスタッフを派遣し、障がい者（児）の自立生活の支援を実施しました。

利用者数 10人（3月利用実績）

延べ提供量 1,995時間

(6) ケアスタッフ地域活動派遣費

障がい者（児）の社会参加の機会を増加させるために、障がい者（児）のグループ活動先にケアスタッフを派遣し、介護サービスを提供しました。

利用団体 2団体 利用者数 延べ22人

(7) 教養教室等開設費

障がい者の教養を高め、自主性の高揚を図るため、各種教養教室を開催しました。また、豊田市福祉センターにおいて障がい者作品展を開催しました。

教養教室 延べ受講者数 3,010人

作品展 出展者数 724人

入場者数 1,679人

(8) 成年後見制度利用助成費

身寄りのない障がい者で判断能力が不十分な方の成年後見制度における審判請求を行いました。

市長申立て件数 3件

(9) 意思疎通支援費

意思疎通に支障のある障がい者に手話通訳者等を派遣するとともに手話奉仕員の養成を行いました。

派遣回数 784回

手話講習会 延べ受講者数 58人

(10) 地域活動支援センター費

精神障がい者とその家族に、相談の場や日中活動を通じ社会経験を身に付ける場の提供を行いました。また、地域への普及啓発活動が展開できるよう、医療法人及び社会福祉協議会に事業を委託しました。

委託先 3か所 利用者数 延べ6,558人

(11) 福祉ホーム運営費補助金（10/10）

交付団体数 2か所

利用者数 26人（平成27年3月31日現在）

(12) 日常生活用具給付費

在宅の障がい者等の日常生活を円滑にするために、日常生活用

決定書

決定区分 E

文書作成所属

障がい福祉課

起案 平成26年7月22日	決定 平成26年7月23日	発送 平成 年 月 日	豊 発 第 号
------------------	------------------	----------------	---------

決定者 合議 紫川		副市長 岡本 武久 藤本	担当長 福岡 達夫 福岡			起案責任者 佐藤
-----------------	--	--------------------	--------------------	--	--	-------------

下記のとおり決定する。

発信先 名古屋家庭裁判所	発信者 市長
-----------------	-----------

標 題

成年後見制度における市長の審判請求について

公開標題 成年後見制度における市長の審判請求について

このことについて、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第51条の11の2の規定に基づき、下記のとおり市長申立による審判請求をします。

記

- 1 対象者 氏名: [REDACTED]
住所: [REDACTED]
- 2 後見開始申立必要書類
 - (1) 診断書、診断書附票、鑑定連絡票
 - (2) 申立書(後見)
 - (3) 本人に関する照会書
 - ・申立書附票A(市長村長申立用)
 - ・申立書附票B(本人説明用、財産目録、本人予算収支表、2親等親族関係図)
 - (4) 候補者に関する照会書
 - (5) 本人の戸籍謄本、戸籍の附票、住民票及び登記されていないことの証明書
 - (6) 候補者の住民票(世帯)
 - (7) 預貯金の通帳の写し
 - (8) 年金関連資料の写し(収入を示すもの)
 - (9) 国民健康保険税及び国民健康保険医療費関係の写し(支出を示すもの)
 - (10) 費用(収入印紙:3,400円、郵便切手2,922円)
 - (11) 上申書(本人の貯金状況を確認した結果、申立て費用を負担できる状況にあるため)

ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-03-03-[5年]-06-001 成年後見制度		80
システム文書番号	2014-障-2181	システム施行処理	<input type="checkbox"/> 済

決定書

決定区分 E

文書作成所属

障がい福祉課

起案 平成27年1月20日	決定 平成27年 / 月22日	発送 豊 発 第 号 平成 年 月 日
------------------	--------------------	------------------------

決定者 	合議		副課長 岡本 茂久 	担当長 福岡 進太 			起案責任者
---------	----	--	------------------	------------------	--	--	-----------

下記のとおり決定する。

発信先 名古屋家庭裁判所	発信者 市長
-----------------	-----------

標 題

成年後見制度における市長の審判請求について(伺い)

公開課題 成年後見制度における市長の審判請求について(伺い)

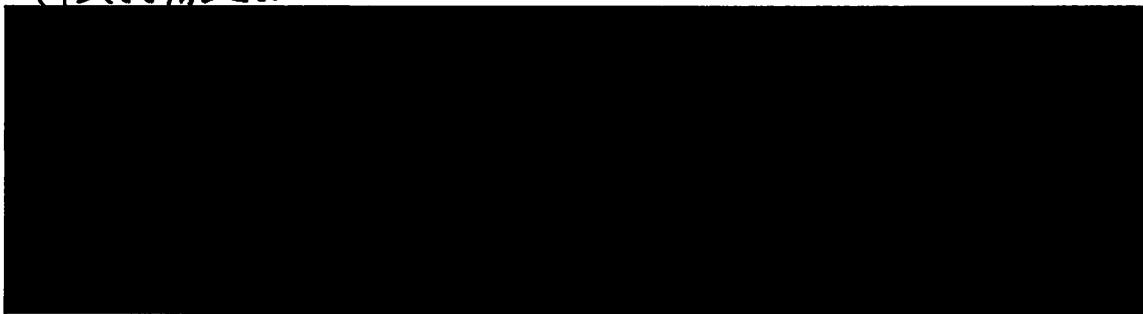
このことについて、知的障害者福祉法第28条の規定に基づき、下記のとおり市長申立による審判請求をします。

記

1 対象者 氏名:(1) [REDACTED] 手27年(家)ネ [REDACTED]
 (2) [REDACTED]) 1 部. 33
 住所 [REDACTED]

- 2 後見開始申立必要書類
- (1) 診断書、診断書附票、鑑定連絡票([REDACTED] 氏のみ)
 - (2) 療育手帳の写し
 - (3) 申立書(後見)
 - (4) 本人に関する照会書
 - 申立書附票A(市長村長申立用)
 - 申立書附票B(本人説明用、財産目録、本人予算収支表、2親等親族関係図)
 - (5) 本人の戸籍謄本、戸籍の附票、住民票及び登記されていないことの証明書
 - (6) 預貯金の通帳の写し
 - (7) 費用(1人あたり 収入印紙:3,400円、郵便切手2,922円)





<申立てまでの経過状況>



ファイル基準表分類	キャビネット-002 分類-F-03-03-[5年]-06-001 成年後見制度	80
システム文書番号	2014-障-5784	システム施行処理 <input type="checkbox"/> 済

決 定 書

決定区分 E	文書作成所属	地域福祉課
起案 平成27年11月5日	決定 平成27年11月10日	発送 豊 発 第 号 平成 年 月 日

決定者	障がい福祉課	副課長 花木 一也	担当長 新實 真					起案責任者
		不在						

下記のとおり決定する。

発信先 榊原 悟志	発信者
------------------	-----

標 題
公文書任意的開示申出書(成年後見制度)

公開標題 公文書任意的開示申出書

1 開示請求者

榊原 悟志

2 開示の申し出のあった文書

成年後見制度に係る以下の文書

- ①市長による審判の請求手続を含む当該制度利用支援事業の詳細(被後見人等対象者の決定基準等を含む)を定めた現行の要綱、内規等(以下「要綱、内規等」という)
- ②審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成27年度予算の詳細(対象予定業務、想定件数、金額等)を記した文書(以下「平成26年度予算の詳細」という)
- ③審判請求及び同制度利用支援事業に係る平成26年度の実績詳細(対象業務、件数及び費用)を記した文書(集計済みの一覧で可)。
- ④市民後見人に係る事業(老人福祉法第32条の2及び障害者総合支援法第77条第1項5号)の運用規定(要綱)及び平成26年度における同事業の実施状況を記載した文書(家庭裁判所への推薦人数、受任実績を含む。)

なお、1の要綱はしばらく改定がないものも開示を求めます。3の実績関係文書は原資料でなくても件数などが分かる一覧で結構です。

3 開示方法等

豊田市情報公開条例の情報公開手続きに則り、別添1「公文書任意的回答書」を紙媒体にて郵送、別添2「要綱」、「予算書の写し」、「平成26年度実績」を郵送する。

ファイル基準表分類	キャビネット-001 分類-0-00-01-{3年}-02-004 庁外の照会・回答(その他)	13
システム文書番号	2015-地福-2908	システム施行処理 <input type="checkbox"/> 済